

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項及び第 291 条の 11 の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 6 月 14 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新潟県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年新潟県市町村第1401号)の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。